



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
7月16日
号外(1)
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 規則

※滋賀県知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則の一部を改正する規則(人事課) 1

○ 訓令

※滋賀県副知事の担当事務に関する規程の一部改正(人事課) 1

規則

滋賀県知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月16日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第44号

滋賀県知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則(令和4年滋賀県規則第45号)の一部を次のように改正する。

本則中「岩月住子(大杉住子)」を「岸本織江」に改める。

付則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

滋賀県訓令第31号

滋賀県副知事の担当事務に関する規程(令和4年滋賀県訓令第39号)の一部を次のように改正する。

令和6年7月16日

滋賀県知事 三日月 大造

第1条第3号中「副知事岩月住子(大杉住子)」を「副知事岸本織江」に改める。

付則

この訓令は、令和6年7月16日から施行する。

